

## 特定非営利活動に対する知事賞の交付に関する事務処理要綱

令和5年8月1日決裁

(趣旨)

第1条 県は、県内で行われる特定非営利活動を奨励するため、当該特定非営利活動の成績優秀者に知事賞を交付する。

(対象特定非営利活動等)

第2条 特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法第2条に規定する別表に掲げる活動に該当する活動をいう。

2 知事賞交付の対象となる事業は、他の県内NPO法人や企業・団体等と連携・協働し、県の共助社会づくり施策の推進に寄与すると認められる事業で、全県又は複数の市町村等を単位としてコンクール形式で行われるもの(他の課所室及び各地域振興センター(事務所を含む。)が所管するものを除く。)とする。

3 前項の事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事賞交付の対象としない。

- (1) 政治的目的を有するもの又は政治団体が主催するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの又は宗教団体が主催するもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるもの又は設備その他の条件が事業の実施のため十分でない認められるもの
- (5) 参加者が特に少ないもの
- (6) 参加者に多大な費用の負担を強いるもの
- (7) その他知事が適当でない認められるもの

4 主催者又は連携して事業を行う者が次の各号の条件を満たさない場合は、知事賞交付の対象としない。

- (1) 主催者は、埼玉県内に事業所の住所を有していること
- (2) 主催者又は連携して事業を行う者にNPO法人が含まれること
- (3) NPO法人は、特定非営利活動促進法第29条に規定する書類を所定の期間内に所轄庁に提出していること
- (4) 主催者又は連携して事業を行う者が、県民活動総合センターの指定管理者と積極的に協働し、埼玉県内のNPO法人の活動の拡がりを推進していること

(知事賞の交付数)

第3条 知事賞の交付数は、原則として申請のあった事業1件につき1個とする。ただし、事業の部門がいくつかに分かれているときは、この限りでない。

(申請)

第4条 知事賞の交付を受けようとする事業の主催者は、様式第1号の申請書を、共助社会づくり課の長に提出しなければならない。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)定款、寄附行為、会則等その団体の概要を示す書類
- (2)役員及び事業関係者の名簿
- (3)事業計画書等行事の目的、内容等が詳細に分かる書類
- (4)行事に係る収支予算書
- (5)その他参考となる書類

(交付)

第5条 共助社会づくり課の長は、申請のあったものについて知事賞交付の可否を審査し、適当と認めるものには、知事賞を交付する。

(交付の取消)

第6条 共助社会づくり課の長は、知事賞の交付を承認した事業が当初の趣旨に反するなど交付が不相当と認められるに至ったときは、交付の承認を取り消すこととする。

(報告)

第7条 知事賞の交付を受けた事業の主催者は、事業終了後、速やかに様式第2号の事業実績報告書に必要事項を記載の上、共助社会づくり課の長に提出しなければならない。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)行事に係る収支報告書
- (2)知事賞受賞者が分かる資料(受賞者名簿、写真等)
- (3)実施状況が分かる資料(パンフレット、ちらし等)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号

特定非営利活動に対する知事賞交付申請書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団 体 名  
所 在 地 〒  
代表者の職・氏名  
電 話 番 号

下記の事業について、知事賞の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事名
- 2 目的・趣旨
- 3 開催日時
- 4 開催場所
- 5 参加対象及び参加者数
- 6 入場料、出品料等
- 7 交付希望数
- 8 交付希望部門名
- 9 受賞者の決定方法（審査方法）
- 10 知事賞以外の当該事業での賞
- 11 表彰日
- 12 その他参考となる事項

様式第2号

事業実績報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

団 体 名  
所 在 地 〒  
代表者の職・氏名  
電 話 番 号

知事賞の交付を受けた事業が終了したので、下記のとおり報告します。  
記

- 1 行事の名称
- 2 実施期日
- 3 実施場所
- 4 実施内容
- 5 参加者及びその人数
- 6 後援・共催団体等
- 7 その他添付書類
  - (1) 決算書
  - (2) 知事賞を設置する部門及び受賞者氏名
  - (3) ポスター、ちらし、パンフレット、入場券、その他参考となるもの